

第1学年 かわらばん

第8号 H30.6.1

こんちゅうと

協奏曲



いざ、決戦！

支部中体連総合大会

6月5日(火)、6日(水)

ついに、決戦のときが来ました。チームが一丸となり、この日のために毎日の厳しい練習に一生懸命励んできました。いよいよ実力を発揮するときです！県北大会出場、そして、優勝をめざして頑張ってください。

各競技に参加する1年生の代表生徒に、大会に向けての思いを書いてもらいました。



軟式野球

於：ほばら大泉球場

ぼくは、中体連に向けてがんばりたいことは応援です。1年生はまだベンチに入れず、試合には出られません。しっかりと先輩のサポートをし、声がかれるくらい応援して、県北大会に行けるように、精一杯がんばりたいです。

志村くん



バスケットボール

於：伊達中学校体育館

私は、試合に出て、自分の力を少しでも出して良い結果を残したいと思います。私は、先輩たちと協力して、県北中学校女子バスケットボール部が優勝できるようにがんばりたいと思います。

大槻さん



バレーボール

於：釧路中学校体育館(男子は県北大会より)

私は、まだ試合に出ることはできません。だから、中体連大会で、先輩方が自分達の持つ力を出し切れるように、サポートや応援など、一生懸命行っていきたいと思います。

高野さん

僕たちは応援やサポートしかできないので、そのできることを全力でやって、応援やサポートの面で少しでも先輩たちの力になれるようにがんばりたいです。

渋谷くん



ソフトテニス

於：ほばら大泉テニスコート

初めての中体連だから、ペアと話し合いながら、どうすれば1点とれるかを考えて、1勝でも多く勝てるようにしたいです。

松浦さん

団体は、出られなくて残念ですが、その分応援で先輩たちを勝利させたいです。

栗原くん



卓球

於：霊山中学校体育館

初めての中体連だけど、瑠斗ちゃんと心を合わせて1点でも多くとれるようにがんばりたいです。

佐藤くん

私が中体連でがんばることは応援です。声を出して応援することが好きなので、中体連大会で応援することがとても楽しみです。試合の方は、1年生でシングルスに出る中学校が少ないらしく、2、3年生とあたることになると思うので、勝つことばかり考えず、自分なりにボールが打てるようがんばります。

菅野さん



剣道 (5日のみ)

於：桃陵中学校体育館

中体連では、自分が習ってきたことを全力で出し切り、東北大会まで行く勢いでやりつつも、3年生の先輩は最後の大会なので、最後に良い思い出をつくってもらえるよう、応援をしっかりしたいです。

志村くん



柔道

(県北大会より)

初めての大会で、僕は県北中の大将として出るのでそれまでに筋トレや基本の受け身、技などを身につけ、万全の状態で大大会に出て、一つでも多く勝ち上がれるようにしたいです。

佐藤くん

中体連大会用の課題を配付します

支部中体連総合大会の2日間は大会に参加しない人は、学校に残って授業となります。各教科から課題が出されますので、2日間かけて取り組むようにしてください。



また、大会に参加する人にも、前日に同じ課題が配付されますので、期末テストに備えて計画的に進めるようにしてください。

衣替え、完全実施！

6月4日(月)～

前号でもお知らせしましたが、来週月曜日より、衣替えが完全実施となり、夏服へ切り替わります。

名札の取り付けや着こなし方など学校の方でも指導しましたが、ご家庭でも確認をお願いします。





いじめの防止&解決に 真剣に向き合いましょう！

先日、「生活に関するアンケート」を実施しました。

中学校に入学してから早くも2ヶ月が経ちましたが、学校生活や家庭生活の中で、生活面や学習面、部活動などで、様々な悩みを抱えている人がいることがわかりました。中には、大きないじめに発展しそうな事案もあり、ご家庭と連絡を取りながら指導を行いました。



いじめは、決して他人ごとではなく、いつ、どこにでも、誰にでも起こりうることなんだ、という認識をもつことが大切です。自分には全く関係のないことだと思っていたら、次の日には、自分自身がいじめの対象に発展していたというケースもあります。

いじめている人といじめられている人、いじめに直接関わっている人だけの問題ではなく、周囲にいる第三者(傍観者)の意識を変えることが重要で、いじめを予防したり、解決したりするためには、集団として組織的に取り組んでいくことが必要です。

国見町では、平成27年12月に、『国見町子どものいじめ防止条例』を制定し、翌年の4月1日施行となり、町ぐるみでいじめ防止に努めています。町のホームページにもありますが、以下に全文を掲載しますので、家族みんなで読んでみてください。

国見町子どものいじめ防止条例

(平成27年12月14日条例第35号)

子どもは、町の未来の希望であり、子どもが健やかに成長することは町民すべての願いである。いじめは、子どもの心身の健やかな成長を妨げるばかりか、今後の生き方にも深刻な影響を与えるおそれがある。

いじめのない町をつくるためには、幼児期から安心できる温かな環境の中で心豊かに育つよう家庭や学校等及び町や関係機関が力を合わせなければならない。また、いじめが発生しやすい成長期にあっては、多感な子どもたちの人間関係の中で、いじめは、いつでも、どこでも、誰にでも、起こりうるという共通認識にたち、社会全体で取り組む必要がある。

こうした認識の下、すべての町民がいじめを許さない心を持ち、将来にわたって本町の子どもが安心して学び、健やかに成長することができる国見町を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、子どもに対するいじめの防止に係る基本理念を定め、町、学校等、保護者、町民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、いじめの未然防止及び解決を図るための基本的な事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に掲げるところによる。

(1) いじめ

子どもと一定の人間関係のある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった子どもが精神的又は肉体的な苦痛を感じるものをいう。

(2) 子ども

小学生、中学生及び乳幼児を含めいじめ防止の対象と認めることが適当である者をいう。

(3) 学校等

町立の保育所、幼稚園、小学校、中学校及び放課後児童クラブ等集団生活を行う組織等をいう。

(4) 保護者

親権を行う者、未成年後見人その他の子どもを現に監護する者をいう。

(5) 町民

町内に居住する者又は町内に通勤し、又は通学する者をいう。

(6) 事業者等

町内で事業活動又は公益的な活動を行う個人及び団体をいう。

(7) 関係機関等

警察署、児童相談所など子どものいじめの問題の対応に関わる機関及び団体をいう。

(基本理念)

第3条 子どもはいじめを行うことなく、互に相手を尊重しなければならない。

2 子どもはいじめのない社会で育つべきであり、いじめのない温かい環境の中で安心して生活ができるように支援されるべきである。町、学校等、保護者、町民及び事業者等はいじめがすべての子どもに関わる問題であるとの認識に立ち、子どもが安心して生活し学ぶ

ことができる環境を整え、一人ひとりの尊厳を大切にし、互いに尊重し合う社会を実現するため、それぞれの責務を自覚し、主体的かつ相互に連携していじめの未然防止及び解決に取り組まなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、学校等、保護者、町民、事業者等及び関係機関等と協力し、子どもをいじめから守るために必要な施策を講じなければならない。

(学校の責務)

第5条 学校等は、基本理念に基づき、町、保護者、町民、事業者等及び関係機関等と連携していじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）に関する取り組みを推進しなければならない。

- 2 学校等は、いじめの防止等に組織的に取り組むため、校内における体制を整えるとともに、子どもが安心して相談できる環境を整えなければならない。
- 3 学校等は、いじめを認知した場合は、速やかに事態を把握し対応にあたりるとともに、事実関係を町教育委員会に報告し、町及び保護者、必要に応じて事業者等及び関係機関等と連携して解決にあたらなければならない。
- 4 学校等は、保護者及び地域社会に対して、個人情報取り扱い等に十分に配慮し、必要に応じていじめの現状及び対策に関する情報を提供するものとする。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、子どもと向き合う時間を作り、子どもの主体性を大切にするとともに、子どもの成長や発達に応じて適切に支援し、子どもが心身ともに安心して過ごすことができるよう温かい家庭を築くよう努めなければならない。

- 2 保護者は、いじめを正しく認識し、子どもに対していじめは許されない行為であることを十分に理解させなければならない。
- 3 保護者は、町及び学校等が行ういじめの防止等に関する取組に協力するように努めなければならない。

(町民及び事業者等の責務)

第7条 町民及び事業者等は、基本理念に基づき、地域において子どもの見守り等を行うことにより、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

- 2 町民及び事業者等は、いじめを発見した場

合は、速やかに町、学校等又は関係機関等に情報を提供するように努めるものとする。

(地域社会の協力)

第8条 地域社会は、子どもに対する見守りや声かけを行うほか、それぞれの活動や行事を通じて、子どもの健全育成に協力するものとする。

(いじめ防止基本方針の策定)

第9条 町は、法第12条の規定により国見町いじめ防止基本方針を策定するとともに、必要に応じて見直しを図るものとする。

- 2 小学校、中学校は、法第13条の規定により学校いじめ防止基本方針を策定するとともに、必要に応じて見直しを図らなければならない。

(学校いじめ防止対策委員会)

第10条 小学校及び中学校は、法第22条の規定によりいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため学校いじめ防止対策委員会を置かなければならない。

- 2 町は、小学校及び中学校に学校いじめ防止対策委員会の設置を促進し、実効的な支援を行うものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第11条 町は、法第14条の規定により、いじめ防止等に関する機関及び関係団体の連携を図るため、学校等、町教育委員会、青少年育成団体、福島県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置く。

(国見町いじめ問題専門委員会)

第12条 町教育委員会は、いじめの防止等に関する施策、取組等について検証を行うとともに、法第28条第1項に規定する重大事態の調査、審査、調整及び助言を行うため、法第14条第3項に規定する附属機関として国見町いじめ問題専門委員会を置く。

(国見町いじめ問題調査委員会)

第13条 町長は、法第30条第2項に規定する調査を行うため、附属機関として国見町いじめ問題調査委員会を置く。

- 2 町は、いじめ問題調査委員会において調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

(是正及び支援措置)

第14条 町は、いじめ問題調査委員会等の結果及び助言を受け、関係者に対して是正の要請又は必要な支援を行うことができる。

(個人情報情報の取り扱い)

第15条 町は、この条例の施行にあたって知り得た個人情報保護及び取扱いに万全を期すものとし、当該個人情報を業務の遂行以外に用いてはならない。

- 2 いじめに関する通報、相談等に関係した者及び委員等関係者は、正当な理由なく職務上知り得た情報を他人に漏らしてはならない。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

あなたは大丈夫!?

SNSでのいじめにも
気をつけましょう



保護者の責任で!!

ご家庭で声かけをお願いします!

LINE等のSNSを使ったトラブルが多発しています。先日の生活アンケートでも、グループへの入会・退会のことで悩んでいた生徒もいました。

本校では、「9時になったらおやスマホ!」を生徒会からも教師からも呼びかけ、自らトラブルを回避することができるよう働きかけています。しかし、最も大切なことは「スマホ等を安易に買い与えないこと」あるいは「保護者の責任において使用の約束事を決め、守られているかどうかを確認すること」です。近隣の学校では、専門機関と連絡を取り、トラブル解決に多大な時間と労力を使った事例が報告されています。ご存じのようにSNSがきっかけとなった痛ましい事件も起きています。



来週の子定

6月

4日(月)

～8日(金)

6月4日(月)			
朝自習 国語			
1	月の1	大会に向けて ゆっくり からだを休めましょう! ※翌日の準備は寝る前に ※明朝は何時起床!?	
2	月の2		
3	月の3		
4	月の4		
5	月の5		
6	月の6		
短縮授業		給食あり	普通清掃 部活～18:15

6月5日(火)			
朝自習 読書			
1		※集合時間に間に合うように 余裕をもって出かけましょう! ・午前授業	
2			
3			
4			
5			
6			
短縮授業		弁当持参	簡単清掃 部活～15:30

6月6日(水)			
朝自習 読書			
1		※中体連2日目 さあ、元気に出かけましょう! ・午前授業	
2			
3			
4			
5			
6			
短縮授業		弁当持参	簡単清掃 部活～15:30

6月7日(木)			
朝自習 理科			
1	木の1	※中体連大会翌日 疲れがたまっていますが、 頑張って登校しましょう!	
2	木の2		
3	木の3		
4	木の4		
5	木の5		
6	火の6		
普通授業		給食あり	普通清掃 部活～18:15

6月8日(金)			
朝自習 社会			
1	金の1	※早くも期末テストに向けて 動き出します!!	
2	金の2		
3	金の3		
4	金の4		
5	金の5	期末テスト計画	
普通授業		給食あり	普通清掃 部活～18:15